川口町公民館報
公民館報
第39号
発行人 星野輝政
編集人 金子 実
印刷所 山勝堂印刷所

国民年金の受付はじまる

国民年金制度ができ、いよいよ九月か老齢者や身体障害者及び母子世帯に対して、無拠出制である福祉年金の裁定請求書の受付が開始されましたが、次にこの年金の概要について書きますから、該当者は速かに所定の手続をとられんことを望みます。

第一 老齢福祉年金

一、受給権者

1. 一一月一日現在で七〇才以上の老輪者。
2. 一一月二日以後七〇才になる人は、七〇才になつたときから支給される。ただ昭和三六年四月一日において五〇才をこえる人に限られる。

二、年金額 一万二千円(月額千円)

第二 障害福祉年金

一、受給権者 重度の身体障害者で例えば眼が全く見えないとか、耳が全く聞えないとか、両手の全部の指や両足の足首以上がない人のように、誰かの世話にならなければ、一人で日常生活の用を足すことができない程度の障害があつてしかもその症状がこりかたまつて、廃疾状態になつてしまい、もうその上医師の治療を受けても、これ以上なおる見込がたたない人である。けども結核とか精神障害とかのような、内科的な病気に基いてこのような状態になつている人は除かれる。この年金は廃疾の状態になつた時期によつて次の四つの場合に分けられる。

1. 十一月一日において、そのような障害の状態にあるところの二〇才以上の人。
2. 十一月一日において二〇才未満の人で、既にそのような廃疾の状態にある人が、同日以後に二〇才となつたとき。
3. 身体障害の原因となつた怪我や病気などについて、初診日が一一月一日以前であつてその日以後にその症状が固定して廃疾状態になつてしまつた人と、初診日が一一月一日以後三六年四月一日(拠出制年金の保険料の納付が開始される日)前であつて同様の状況になつた人。
4. 三六年四月一日において五〇才以上になる人。(拠出制年金の被保険者とならない)その初診日が三六年四月一日以後であつて、その症状が廃疾状態になつてしまつたとき。

二、年金額 一万八千円(月額千五百円)

第三 母子福祉年金

一、受給権者 夫と死別して中学校卒業前の状況にある子供を養育している妻に支給するものである。ここでの「妻」には死亡した夫と婚姻届を出していなくとも事実上の夫婦関係、いわゆる内縁関係にあつた妻を含んでいる。この内縁関係というのは、婚姻届さえすればすぐ戸籍に「妻」としてのることができるということであつて、本妻のある男にかこわれて生活しているいわゆる妾とか、男に本妻がなくても民法上で禁止されている伯父と姪との近親婚のように、婚姻届を出しても、役場で受付けてくれないような関係にあるものは内縁関係では認められていない。また夫と死別したとき妻がみごもつていたようなときも、その胎児が生まれれば「子」と同様に取扱われる。なお「子」は妻が自分のおなかをいためた子のみに限らず、養子縁組をしている子を含むのは当然であるが、さらには、死亡した夫の先妻の子(いわゆるまま子)であつてもまた、死亡した夫の子でない先夫の子(いわゆる連子)でもさしつかえない。ただ母と子とかともに夫の生前中に夫の収入によつて生活が営まれていたのでなければならず、また、夫と離婚したというような生き別れの場合は対象とはならない。この年金は夫が死亡した時期によつて次の三つの場合に分けられる。

1. 十一月一日前に夫と死別した二〇才以上の妻がその収入によつて、十一月一日において中学校卒業前の状況にある子を養育しているときに支給される。ただ次のいずれかに該当していると、妻が自分の収入によつて子を養育していはるとき考えられないのが普通であるので除かれる。
   イ、妻が先夫と死別した後現に再婚しているとき。
   ロ、夫と死別した後に、妻が夫の父母や祖父母などのいわゆる直系尊族以外の者の養子となつたとき。
   ハ、夫と死別した後に、妻が養育する子の全部が結婚してしまつているとき、また、妻以外の者の養子となつているとき。
2. 十一月一日以後三六年四月一日(拠出制年金の保険料納付が始まる日)前に夫と死別した二〇才以上六〇才未満の妻が夫との死別当時中学校卒業前の状況にある子と一緒に暮らしているときに支給される。
3. 三六年四月一日において五〇才以上になる。(拠出制年金の被保険者とならない)が同日以後に夫と死別し、夫との死別当時中学校卒業前の状況にある子と一緒に暮しているときに支給される。

二、年金額 一万二千円(月額千円)であるが、これは母と子一人のときで、子が二人以上あれば二人目の子から一人につき年額二千四百円(月額二百円)がこれに加算される。したがつて例えば母が子三人をかかえているときは一万二千円に四千八百円を加算した年額一万六千八百円(月額千四百円)の年金を支給されることになつている。そのうちに子が成長して中学校を卒業したり、母のもとをはなれて親類に養育されることになつたり、又は死んだりすると、その子一人につき年額二千四百円が減額される。

第四 福祉年金の支給停止

以上説明したところによつて、福祉年金の受給権を有する人には、すべて年金が支払われるというわけではない。ある程度のゆとりがあるとみられる人には年金の支給が停止されることとなつているのでその事由ごとに掲げると別表の通りである。

第五 福祉年金の受給手続

福祉年金の支給を受けるためには、まず受給権のある人から裁定請求の手続がとられなければならない。この請求書によつてのみ知事が受給権の裁定を行うのであつて、受給権を有する人がだまつていても、知事が職権でもつて受給権のある人をさがし出して支給するという仕組とはなつていない。受給権がある人でも五年間何んの手続もしないでいると時効にかかつて消滅してしまい、支給される年金も受けられなくなつてしまう。

ところで裁定請求の手続はそれぞれの福祉年金について定められている裁定請求書に戸籍抄本や住民票の謄本及び所得状況届その他必要な書類を添えて、役場の係に出すと役場ではいろいろな審査の手続をとつてこれを県の国民年金課に送り、ここで受給権があるかどうかのしめくくりの調査をして受給権があるときまると、知事から裁定通知書と国民年金証書が役場を通じて交付される。そこでこの証書を郵便局にもつて行けば、年金を支払つてもらえることになつている。

なお今年の十一月一日に受給権が裁定される福祉年金は今年の十一月分の年額から支払われるので、その第一回の支払は今年の十一月十二月と来年の一月二月との四か月分を来年の三月に支払われることになつている。その後は五月九月翌年の一月と年三回に分けて支払われる。

(この福祉年金について不明の点や疑問のところがありましたら役場内社会課厚生係に問合せ下さい)。

別表 福祉年金の支拂停止関係一覧表

年金の種類	支給停止事由	停止期間	停止額
各福祉年金	(1)公的年金給付(他法令による障害補償又は遺族補償を受けること以外の事由に基く全額停止を除く。)を受けることができる場合	当該期間	全額、ただし現に支給される公的年金給付額が福祉年金額をこえないときは公的年金給付額に相当する額
	(2)公的年金給付が他法令による障害補償又は遺族補償を受けるため全額停止されている場合	当該期間(6年間)	全額
	(3)監獄、労役場、代用監獄等に拘禁された場合	当該期間	全額
	(4)少年院及び婦人補導院に収容された場合	当該期間	全額
	(5)前年において13万円(義務教育終了までの子一人につき1万5千円を加算)をこえる所得を有する場合	その年の5月から翌年の4月まで	全額
老令福祉年金	(1)配偶者に6千円以上の額の公的年金給付が現に支給される場合	当該期間	現に支給される公的年金給付額から6千円を控除した額(その額が6千円をこえるときは6千円)
	(2)夫婦ともに老令福祉年金の全額が現に、給される場合	当該期間	3千円
	(3)夫婦の一方が、老令福祉年金の全額が、他方が障害福祉年金の全額がそれぞれ現に支給される場合	当該期間	3千円
社年金	(4)配偶者の所得につき、前年分の所得税額(配当控除及び外国税額控除をしない額)がある場合	その年の5月から翌年の4月まで	全額
	(5)受給権者の生計を維持する扶養義務者の所得につき前月分の所得税額(配当控除及び外国税額控除をしない額)が2万6千6百円以上である場合	その年の5月から翌年の4月まで	〃
障害福祉年金	(1)他法令による障害補償が行われる場合	6年間	〃
	(2)老令福祉年金の(1)に同じ	老令に同じ	老令に同じ
	(3)仝上の(4)に同じ	仝上	仝上
	(4)仝上の(5)に同じ	仝上	仝上
母子福祉年金	(1)他法令による遺族補償が行われる場合	6年間	全額
	(2)受給権者が25才以上の子と生計を同一にする場合(その子が長期の疾病等であるときは除く)	当該期間	〃

交通事故防止対策におもう

駐在所

最近における陸上交通の現況は施策の行詰りと発生事故の激増という点、共通の悩みを抱いている。道路にひしめく車と人、秩序と円滑を欠いて加速的に発生する交通事故に、もはや何人といえどもこの不安化した現象に眼をそむけることはできない。

川口町においても中心部を縦断する国道十七号線は本年の三国道の開通により極度に増えた交通量と、一方見とおし困難なカーブが最も多い事と、又は中心部の道巾も極めてせまいなど悪条件揃いで危険度も他に比較して非常に多いのが実情である。

本年春以来大小約一〇件の交通事故が発生しており、これにより傷害物的損害を多く受けている。

多勢の運転手の中には僅かに技術の未熟なもの安全運転を怠る者遵法精神の乏しい者等無謀運転のあることは事実であるが、被害者側の不注意に因るものも少くないのである。

このような交通現況下歩行者や一般者の交通に対する認識や交通規則の実行はどうであろうか。

例えば平気で自転車に二人乗をしたり無灯火運転したり車馬、商品、工作物、資材、置看板などの放置物件又は店舗の張出、増改築時の道路使用等これ等は交通を阻害するばかりでなく交通事故の原因を倍加している訳であります。

道路の無許可使用は絶対に許されない。

交通事故防止は取締当局や交通関係者だけでは全きを期されない。

全町民挙つての交通に対する理解と防止活動対策があつてこそ、現下交通不安を除く最大の要諦ではなかろうか。

交通は村落だから、交通量が少いからという考えは捨てゝもらいたい。みんな町に出れば都会に劣らぬ旅行に関係がある訳である。又国道沿のみが規則の対象となるのでなく村落に至るまで道交法の適用をうけることは当然であります。交通事故防止活動は学校、官公庁、会社、商店交通関係者運転者一般家庭みなそれぞれ異つた組織と感覚とを有している訳でそれに即応した活動具体策によつて目的を達成することができると思われます。子供の路上危険などの面より公園遊園地などの確保施策がしんけんに考慮されなければならない訳に到達していると思う。

町を静かにきれいに安全にする交通環境の改善を望みたい

審議員 地区館長 先進地視察

去る二十七日、三十一日の両日公民館運営審議員、各地区館長合同で公民館活動の先進地視察を行つた。

二十七日は中魚沼郡津南町を訪れ各種社会教育団体の活動状況について事情を聴取した。津南も独立の公民館がなく町役場に併設されており、職員も教育委員会事務局とあわせて五人で八十三部落の公民館活動推進の重責を果している。施設の点も映写機六台幻灯機四台で存分に活用している。

三十一日は刈羽郡刈羽村の公民館を視察した。詳細は別掲の通り(刈羽村公民館を視察して)をお読みいただきたい。は当町公民館の金子主事さんにお願いして書いて頂いて視察行記と致します。(審議委員 S)

刈羽村公民館を視察して

八月も終る三十一日、明日からは九月秋を思わせる虫の声も一段高くなりました。この日私達審議委員、地区公民館長及び館長、星野教育長の指揮下に総合、職員の一行十二名(半数は津南町公民館を二十七日に視察)は公民館活動に先進地刈羽郡刈羽村公民館を視察した。

朝もやの中を六時半川口駅に集合、七時の列車で目的地に向け川口駅を発つた。車窓に展る稲作の出来ばい豊作そのものと感じる。しかし滝谷附近の後始此始には出来すぎて倒伏した早生稲も見られたようだ。その一つにA「家の息子は農業高校を卒業したが農業なんかてんで目もくれず数学の勉強だの数学講習会だのと云つて飛び廻る状態で困つてしまう。現在の日本の数学が実用数学でないから困るからね」B「いやその中に稲作も高等数学で実用的に増収されるだろう」。

八時五十分柏崎駅についた。柏崎でバス及び列車の連絡が良くなかつた為、一時間各個に市内を見学する。九時四十分白山行のガソリンカーにて刈羽駅へ十時についた。駅前には農協を筆頭にのきをならべた商店が数軒あつた様で純農村を感じさせられる。

この附近は平野と畑との間に丘陵がありこの丘陵にそつた部落であつた。駅より柏崎よりに約五分、村長さん宅の前を通り、すぐ道路に裏面して門がまえよろしく旧家を思わせるかや葺のおも屋が村の教育委員会の庁舎であり公民館の建物であつた。すぐ前に校庭をはさんで小学校の校舎あり村役場の庁舎ありと云う具合である。十時半頃から公民館長であられる安沢村長さんより公民館活動の問題点について苦心談、実践談をお聞かせ願つた。引続き二期村長を務められこの間公民館長を兼任されており近郷いや県公連理事として活躍されておられると承る。約一時間半を座談的に研究させて頂く。特に感心されたことは「村長さん自ら各部落を訪問されて座談会を持たれる」ことだつた。十二時座談会を終つて今度安沢館長さんより川口町までお越し願つてお話を下さる様約束して刈羽村公民館を辞にした。駅前で一枚写真を取つて十二時九分にて刈羽を発つ、柏崎番神岬にて中食をとる、山ばかり見ている我々には海を見るのは極めて目の保養に良かつた。おしくも佐渡が見えなくて残念だつた。民者を兼ね休息約二時間半、六時二十二分柏崎発にて帰途についた。

刈羽村は川口町よりやゝ大きいが類似した点で刈羽村を視察した点で川口より良く活動が行われておること今迄に行なわれて来た活動の困なん点は我が川口町と同じことを良く解決されておることであり、その他の点詳細について

火事!! 常に非常事態に備えて

消防団ポンプ操法 規律訓練実施

九月二日県消防課より担指導課長、佐藤主事を招き、団長以下三百八十名の当町消防団は午前実技、午後講義の訓練を実施した。

『災害はわすれたころにやつてくる』

消防人ならずとも常に相応の訓練と自覚がほしいものであります。

◎訓練の目的は

消防精神の練成にあり「気をつけ」「点検者に敬礼 頭右」訓練は型式ではありません、いざと言う場合の沈着豪胆、適切なる判断、指揮統力と服従精神、これ等の涵養であります。ポンプ操法に於ても、その動作の中に、各操作員を貫く団結と不撓不屈の精神が打ち込まれている事が大切なのであります。消防活動の内容も愈々高度化し従来の経験だけにのみ頼る消防活動はもはや許されないのであります。

消防団が火災現場に於てやり直しの出来ない防禦活動の完璧を期すためには、その消防戦術が有効適切であり、一糸乱れぬ集団行動が完全にとられる事を強要されるのであります。

◎計画の整備

起り得る火災のあらゆる場合を想像し、綿密な計画を必要とする事は単に消防団だけでなく、各家庭に於ても同じ事であつてこの計画をみんなが理解し、その応用能力、協力性に於て最高であつてほしいものであります。これはいわゆる環境に適した火災防止の研究でもある訳です。火災は何時、どこで発生するか分らない、だからこそ緻密な計画と、いかなる事態にもたじろかない応用能力を培いたいものであります。自分達の住む町内を充分研究し、非常事態に処するの自覚を新たにしたい。

◎火災のない理想郷へ

火災の未然防止、消防力の完璧、建物の耐火施策こうして皆なで防火に取組んで、火災の不安を一掃し、火災のない理想郷建設を念願するものであります。

きちんと整列、点呼をうける川口町消防団員

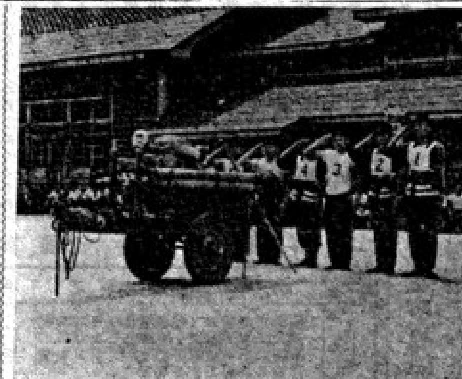

敬礼!! 規律正しく消防訓練

みんなのしあわせは・・・

くらしを明るく楽しくする講習会開催

健康で明るい町づくりにはその基礎となる家庭が明るく健康でなければならないと、去る八月十七日田麦山中学校を会場にして、「くらしを明るく楽しくする講習会が開かれた。

此の日講師として柏崎市教育長石黒鼓治氏をはじめ、中越出張所社会教育主事会員の参加を得、又一般参加者は地元田麦山はもとより、木沢、武道窪、和南津といつた数遠の部落からも青年会員、婦人会員多数の参加があり、地域課題を中心に五つの分科会を設け一人一人が抱いている生活の中の問題点を説明して、よりよい家づくり、よりよい町づくりへと歩を進めなければならない事、活潑な意見の交換がなされ午後五時閉会した。

八月の町の行事から

一、町議会から 八月三日町議会が開会され、七月水害の復旧対策や追加予算、川口中学の傾斜補強工事、公営住宅の基礎嵩上げ工事その他が議決された。

二、川口中学校の第二期整備校舎が東方に傾斜しておるのでこの分の復旧及び補強工事を約五十万円の工費をもつて丸五木工が請負い八月二十七日に完工した。

三、西川口公営住宅が洪水時の浸水を除くため各戸とも基礎を三尺嵩上げ工事を施した。これで洪水時の浸水が完全に防止され、平常時は物置に利用し、冬期の雪囲も不要となり効用価値が増大した。工費は六十万円

四、田麦山簡易水道の水源は伏流水であり、ために水量が豊富であつたが、メーター制でないので、このほど水量に不足を来たした、原因が無制限使用にあつたので全戸に量水器をとりつけた。

五、昨年から進めているガス事業は認可の見通しが確実となり、起債についても自治庁は内定してあるらしいのでいよいよ本格的に工事に着手する段階となつた。

六、相川川の災害による護岸工事も国の査定が終り請負入札も最近となつた。

七、上越線和南津鉄橋の補強工事については昨秋来地元部落と災害時の補償対策について折合がつかなかつたため工事を中止してあつたが、今回和南津、野田の両部落と国鉄側の話合が大湖町長の斡旋により円満妥決ができた。

八、予ねてから施行中の上川土地改良区の自衛隊の来町が決定され九月から一ケ月の予定で作業が開始される。

九、町のへき地の部落に電話が続々と架設される、先頃牛ヶ首に農村公衆電話が入り、八月には竹田部落にも普通公衆電話が入つた。山ノ相川も本年中に架設される見込で、その他西倉、相川口、田中の各部落にも来年度架設される予定である。

地区館の発足に当り

西川口地区館長 関 登代一

古い封建的な社会生活から脱却して新しい世代に適応した、暮しよい楽しい生活を送りたい。此れは誰しもが望むところであると思います。

一つ冠婚葬祭の簡素化の問題を例にとりましても、過去数年に亘り多くの人達が叫び其の実現に努力を続けて参りました。其の外種々の生活課題に対しても改善の必要性が叫ばれて参りました。此れ等の諸問題も個々で話し合えば其の多くの人達は其の必要性を感じ共鳴致して居ります、然しこれが地域全体の課題として歩調を合わせようとなると仲々実施し難い困難な問題となつて参ります。

徒らに旧来の習わしにとらわれず、改善すべきは速かに改善し、家庭生活における経済的負担を出来るだけ軽くし、有効なる消費経済の使途に振向けたいものと考えて居ります。

今迄の分館制度から地区館制度に変り、公民館組織も新しい機構に変つて参りました。西川口地区館に於ても二十六名からなる運営審議委員会の設立と同時に部会制を設け、強力なる組織の下に其の活動が開始されつつある段階であります。今後の地区館の活動に対して地区住民の強い協力を念願致して居ります。

次に西川口地区館の本年度の事業並びに運営の基本方針を列記して地区住民の御理解を深め御参考に致したいと思います。

一、基本方針

1. 生活課題の認識から解決の方向に活動。
2. 指導者の養成と其の活動の活潑化。
3. 全地区民を対象とした事業を通じ公民の理解を深め参加協力を求める。

二、事業

1. 新生活運動
2. 産業振興育成
3. 社会体育の推進
4. 婦人学級、青年学級の推進
5. 敬老会
6. 各団体の研修(講演、講習会)
7. 各種団体との連絡協調
8. 本館主催の各種行事協力推進

以上の様に基本的事項を更に部会の設置に依つて具体的に研究を施し、事業の推進に当る事になつて居ります。

公民館今後の主な事業

去る八日運審委地区館長の合同会議を開催次の事業について検討し各方面の協力をあおぎ実現しようとするもの。

一、品評会―農作物を中心に農協との連絡をはかり実施したい。

二、町民体育祭―十一月三日を目あてにして児童生徒の参加も含めて開催の予定。

三、公民館結婚の奨励―先進地の資料等も集めこの町の実情に即した基準を作り次号に案を登載の予定。

四、四十二才、三十三才厄年祝事について―この問題についても本館として事業を提唱し町民の御協力を願うわけであるが、この年の該当者から一堂に集つてもらいその場所で厄払いを済ませることなどが話しわれた。その他として学校統合に関係して独立公民館の設立、年間を通じての保育所を開設したい等、今後の主な事業について討議された。

・アンテナ

◎秋、実りの秋が来た。暑い暑いと汗を流した日も遠く過ぎていつた。黄金の波の中で向う鉢巻姿や、頬かむりが美しい。ほんとに御苦労さん。

◎青年の合宿講習会が去る八月二十九、三十日の両日にわたり和南津小学校で開催された。参加六十名を数え自分達の持つている問題点を究明しよりよい青年会活動への位置づけをしようと熱心な気がうかがわれたことは喜ばしい。

◎町の野球熱が盛んになつた毎日のように中学校のグラウンドでさまざまなユニホームのとびかうのが見られる。町長杯、日報杯と続つたが来年は又数多くの参加が予想される。そのうちに女子チームも生まれるかもしれない……。

◎運動会シーズン到来。二十四日は泉水、川口、西川口、和南津と一斉にひらかれる。オラ子のとびつぷりはと親達もしんけんだ、雨が降らずにと祈りたい。

◎川口、田麦山と二会場で三回の民踊大会をもつたがいずれも盛会であつた。もう一度歌、ゲーム、体操を交えて実施する予定。